

# 日本公認会計士協会東京会山梨県会規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当地区会（以下「当会」という。）は、日本公認会計士協会東京会山梨県会と称する。

2 当会は略称として日本公認会計士協会山梨県会と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 当会は、東京会規約第 2 条に定める目的及び事業の達成に協力するため、当会に所属する会員及び準会員（以下「会員及び準会員」という。）を主たる対象として、次の事業を行う。

- (1) 東京会の業務に関する東京会会長の指示事項を会員及び準会員に伝達すること。
- (2) 東京会の業務に関し東京会会長から委任された事項を行うこと。
- (3) 会員及び準会員の意見を東京会会長に進達すること。
- (4) 東京会会長に対し建議し、又は答申すること。
- (5) 会員及び準会員相互の連絡協調を図ること。
- (6) 会員及び準会員の資質向上を図るため、研修会及び講習会を開催すること。
- (7) 会員及び準会員相互の親睦を図ること。
- (8) その他当会において適当と認める事業を行うこと。

(区域)

第 3 条 当会の区域は、山梨県とする。

(会員)

第 4 条 当会は、当会の区域内に主たる事務所を有する会員及び準会員をもって組織する。

(住所地会員)

第 5 条 東京会規約第 47 条に規定する会員及び準会員は、当会の住所地会員となる。

(事務所の所在地)

第6条 当会の事務所は甲府市内に置く。

（規約の変更）

第7条 規約は、総会において出席した会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

2 規約の変更については、東京会役員会の承認を得なければならない。

（規程等の制定、改廃）

第8条 当会は、この規約に基づき、運営上必要があるときは、所要の規程又は細則を定めることができる。

2 規程は、総会の決議により、細則は、会長が役員会の議を経て、これを制定し、変更し、又は廃止する。

（事業年度）

第9条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員及び準会員の権利

（総会の表決権）

第10条 会員及び準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。）は、当会総会に出席して表決をする権利を有する。

（役員の選挙権及び被選挙権）

第11条 会員は、役員選挙権及び被選挙権を有する。

（監査法人に対する権利の制限）

第12条 監査法人である会員は、総会の表決権、当会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。

（準会員に対する権利の制限）

第13条 準会員は、当会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。

（住所地会員に対する権利の制限）

第14条 第5条に規定する住所地会員は、総会の表決権、当会の役員選挙権及び被選挙権を有しない。

## 第3章 組織

## 第 1 節 総会

(総会の種類及び時期)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、役員会の決議があった場合に開催する。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会の招集通知は、会日の14日前までに発しなければならない。

3 前条第3項により総会を招集する場合には、会長は、その決議のあったときから14日以内に招集の通知を発しなければならない。

(総会の審議事項及び報告事項)

第17条 総会においては、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 規約の変更並びに規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、規約によって総会に附議することを要する事項又は役員会において総会に附議する必要があると認めた事項

2 総会においては、前項のほか、当会の事業及び業務に関する報告を行う。

(議決の方法)

第18条 総会の議決は、この規約に別段の定めがある場合のほか、出席した会員及び準会員(会則第5条第2項第2号の準会員に限る。)の議決権総数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が裁決する。

2 総会の議長は、議決に加わることを妨げない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員2人がこれに署名又は記名押印して保存しなければならない。

(決議事項の承認)

第20条 会長は、当会が重要な事項を決議したときは遅滞なくその決議事項を東京会会長に届け出てかつ承認を求めなければならない。

## 第 2 節 役員

(役員)

第21条 当会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人以内
- (3) 幹事 3 人以内
- (4) 監事 1 人

2 前項の役員は、第4条に規定する当会に所属する会員でなければならない。

3 前項の役員のほか、第5条に規定する住所地会員（準会員を除く。）は、次の役員となることができる。

- (1) 副会長 1 人以内
- (2) 幹事 1 人以内

(役員 の 職務 及び 権限)

第22条 会長は、当会を代表し、当会の業務を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。ただし、前条第3項に規定する副会長は、会長の職務（代理を含む。）を行うことはできない。

3 幹事は、当会の業務を分担する。

4 監事は、当会の業務の執行及び財務を監査し、これを総会に報告する。

(選任 及び 任期)

第23条 当会の役員は、第21条第3項に規定する役員を除き、当会に所属する会員のうちから別に定める選挙の方法により総会において選任する。ただし、原則として会長は再選できないものとする。

2 役員 の 選任 に関する経過 及び その結果は、定期総会に報告する。

3 第1項により選任された役員 の 任期は、3年とし、前項の報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

4 第21条第3項に規定する役員は、会長の指名を受け、役員会での承認により選任する。

- 5 前項の役員の任期は、その選任を決議した役員会の日から始まり、前第3項ただし書きの規定による定期総会の終了の時までとする。
- 6 会長が欠けたときは、速やかに選任するものとする。ただし、残任期間が3か月以内のときは、役員会の議を経て補欠選任を行わないことができる。
- 7 副会長又は幹事に欠員が生じたときは、補欠選任を行う。ただし、会長が当会の業務の執行に支障がないと認めた場合、役員会の議を経て、補欠選任を行わないことができる。
- 8 監事に欠員が生じたときは、補欠選任を行う。ただし、残りの監事全員が当会の監査に支障がないと認めた場合、補欠選任を行わないことができる。
- 9 第6項から前項の規定により選任された役員の任期はその前任者の残任期間とする。

(役員資格の喪失)

第24条 当会の役員は、公認会計士法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき、又は会則第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたとき、当該役員たる資格を失う。

- 2 当会の役員が、当会の会員又は住所地会員でなくなったとき、当該役員たる資格を失う。ただし、会長を除く第21条第2項に規定する役員については、特段の理由がある場合、役員会の議を経て当該任務を残任期間全うすることができる。

(役員会)

第25条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。ただし、第21条第3項に規定する副会長及び幹事は、表決権を有しないものとする。

- 2 役員会は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。
- 3 役員会は、役員会構成員の3分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 役員会における議決は、議決権を有する出席者の過半数をもってする。可否同数のときは、議長が裁決する。
- 5 監事は、役員会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(顧問及び相談役)

第26条 会長は、役員会の議を経て、顧問又は相談役を委嘱することができる。

- 2 顧問又は相談役の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了のときまでとする。

## 第4章 会計

（経費及び支出）

第27条 当会の経費、その他の支出は、東京会からの交付金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、業務報告書、財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書）を作成し、総会の承認を経てその正本を当該事業年度終了後3か月以内に東京会会長へ届け出なければならない。

- 3 当会が重要な財産の得喪を行う場合は、会長は東京会会長を経て本部会長の承認を求めなければならない。

（財産の管理）

第28条 当会に属する財産は、東京会会長に代わり、会長が管理する。

## 第5章 雑則

（報告）

第29条 会長が会員に報告する事項については、東京会会報、東京会ウェブサイト、当会会報又は当会ウェブサイトのいずれかに掲載することにより、報告に代えることができる。

（その他）

第30条 この規約に定めのない事項については、東京会が定めた規約等を斟酌する。

## 附 則

最終改正附則（2025年6月21日改正）

この改正規定は、東京会役員会の承認の日（2025年7月25日）から施行する。